

道路特定事業計画書【準特定経路】

経路名 -2 市道高島台第 161・197 号線（市道高島台第 161 号線、同第 197 号線）
 事業区間 高島屋交差点～一之橋
 道路延長 280m
 事業予定年度 平成 19～20 年度

【整備方針】

西公会堂、西地区センター方面へ至る経路で、有効幅員は確保されているが、歩道の段差・すりつけ勾配や縦断・横断勾配が急で、基準に沿った整備は望めない箇所もある。

そこで、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を優先して実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	7	(1), 3～6, 8～10
	横断勾配の改修	箇所	1	7
	縦断勾配の改修	箇所	1	2
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	241	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	7	(1), 3～6, 8～10
その他				
車止めの改修	箇所	-	(1)	1は H17 整備済

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

機会を捉えて、段差・すりつけ勾配の改修のための整備の検討が必要（交差点部、車両乗入れ部等）

